

○臨時福祉給付金

)子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得 の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的 な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」 が支給されます。

給付金の対象者に該当すると思われる世帯には、小松島市から6月下 旬頃に申請書類を郵送します。

申請書に必要事項を記入し、7月1日から10月1日までの申請期間内 に手続きをしてください。

お問い合わせ先

○臨時福祉給付金

市臨時福祉給付金担当(市役所1階ロビー臨時窓口)

□ 38・6611 (臨時福祉給付金コールセンター)

FAX35 • 0272

Mail: kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

○子育て世帯臨時特例給付金

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

232 · 2114/FAX32 · 3818

Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp



臨時福祉給付金

【支給対象者】

平成26年1月1日において、小松島市の住民 基本台帳に記録されている方で、平成26年度分 の市民税(均等割)が課税されていない方が対象 です。(平成26年度の市民税は6月に決定される 予定です。)

※市民税(均等割)が課税されている方に扶養されてい る方、生活保護を受けられている方などは対象外です。

【支給額】

- 1. 支給対象者1人につき1万円
- 2. 支給対象者で以下のいずれかに該当する方は、 1人につき5千円を加算。(複数の手当などを受給 していても、加算額は5千円が上限となります。)
- ·老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の
- · 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者 手当の受給者など

子育て世帯 臨時特例給付金

【支給対象者】

平成26年1月1日において、平成26年1月分 の児童手当・特例給付の受給者であり、平成25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

【対象児童】

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特 例給付の対象となる児童(平成26年1月1日に 生まれた児童を含む)

※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護を受け られている児童などは対象外です。

【支給額】

対象児童1人につき1万円

※受けとることができるのは、どちらか1つの給付金です。